

年発第0530001号
平成15年5月30日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長

「確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)」
の一部改正について

標記について、「確定給付企業年金法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第239号）」及び「確定給付企業年金法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成15年厚生労働省令第100号）」が平成15年5月30日に公布されたこと等に伴い、下記のとおり改正し、平成15年9月1日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）」の一部を次のように改正する。

第1の2の(2)を次のように改める。

- (2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、 に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、 及び のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給

付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

第3の5を第3の6、第3の4を第3の5、第3の3を第3の4とし、第3の2の次に第3の3として次のように加える。

- 3 規則第29条第1項第2号に「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数
厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

第7を第8とし、第6の次に第7として以下のように加える。

第7 物納にかかる有価証券の価額の算定

1 有価証券の区分及び時価評価金額

物納に係る有価証券の価額の算定は、令第87条第1項の厚生労働大臣が指定する日（以下「評価基準日」という。）において、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品に関する実務指針」に準拠して時価評価するものである。

令第87条第1項第1号から第3号までに規定する有価証券の区分及び算定に当たっては、それぞれ次のことに留意すること。

- (1) 令第87条第1項第1号に規定する「その売買が主として証券取引所において行われている有価証券」であるかどうかは、その有価証券の売買取引が証券取引所において最も活発に行われているかどうかにより判定すること。
- (2) 同条第1項第3号に規定する「その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、有価証券の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者（以下「ブローカー」という。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が、第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格（以下「公正評価額」

という。)として一般的に認められている状態にあることをいう。したがって、単に売買実例があることのみでは、これに該当しないこと。

- (3) 同条第1項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の有価証券について、当該各号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該取引が最も活発に行われている市場の価格をもって時価評価金額とすること。
- (4) その市場における当該有価証券の実際の売買事例が極めて少なく、その公表された価格が実勢を反映した公正評価額と認められない場合の当該有価証券の価格については、当該価格はないものとして取り扱うこと。

2 取引所売買有価証券の気配相場

令第87条第1項第1号に規定する「取引所売買有価証券」の同号に規定する「最終の気配相場の価格」は、評価基準日における最終の売り気配と買い気配の仲値とすること。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とすること。

3 店頭売買有価証券の時価評価金額

令第87条第1項第2号に規定する「店頭売買有価証券」の価格は、証券取引法第79条の3の規定により証券業協会が公表する評価基準日における「最終の売買の価格」とすること。

「最終の売買の価格」の公表がない場合には、評価基準日における「最終の気配相場の価格」とする。

さらに、「最終の気配相場の価格」がない場合においては、株券については、公表基準価格（これらの有価証券の売買の実績等に基づいて証券業協会が公表する基準価格をいう。）を評価基準日における「最終の気配相場の価格」とすること。

なお、気配相場に係る価格の取扱いは、2の取引所売買有価証券の

気配相場を準用する。

4 公表する価格

令第87条第1項第3号に規定する「当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者により、評価基準日における価格として公表される次に掲げる価格をいうこと。

- (1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（公社債については、評価基準日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値を含む。）
- (2) 金融機関又は証券会社間の市場や電子媒体取引市場のように、随時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格。
- (3) ブローカーによって継続的に提示されている公正評価額の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（国内債券については、当該ブローカーが公正評価額として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。）

なお、気配相場に係る価格の取扱いは、2の取引所売買有価証券の気配相場を準用する。

確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p>確定給付企業年金の規約の承認又は企業年金基金（以下「基金」という。）の設立認可の基準については、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項及び第12条第1項並びに確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第4条及び第7条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。<u>ただし、加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更に際し、に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、及び のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。</u>なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 給付の額に関する基準</p> <p>1～2 （略）</p> <p><u>3 規則第29条第1項第2号に「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。</u> <u>総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数</u></p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項</p> <p>確定給付企業年金の規約の承認又は企業年金基金（以下「基金」という。）の設立認可の基準については、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項及び第12条第1項並びに確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第4条及び第7条に規定されているところであるが、次に掲げる事項については、それぞれ次のとおりとすること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">～ （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 給付の額に関する基準</p> <p>1～2 （略）</p>

厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

4～6 (略)

第4～第6 (略)

第7 物納にかかる有価証券の価額の算定

1 有価証券の区分及び時価評価金額

物納に係る有価証券の価額の算定は、令第87条第1項の厚生労働大臣が指定する日(以下「評価基準日」という。)において、金融商品に係る会計基準及び日本公認会計士協会公表の「金融商品に関する実務指針」に準拠して時価評価するものである。

令第87条第1項第1号から第3号までに規定する有価証券の区分及び算定に当たっては、それぞれ次のことに留意すること。

(1) 令第87条第1項第1号に規定する「その売買が主として証券取引所において行われている有価証券」であるかどうかは、その有価証券の売買取引が証券取引所において最も活発に行われているかどうかにより判定すること。

(2) 同条第1項第3号に規定する「その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、有価証券の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者(以下「ブローカー」という。)の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が、第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格(以下「公正評価額」という。)として一般的に認められている状態にあることをいう。したがって、単に売買実例があることのみでは、これに該当しないこと。

(3) 同条第1項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の有価証券について、当該各号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該取引が最も活発に行われている市場の価格をもって時価評価金額とすること。

(4) その市場における当該有価証券の実際の売買事例が極めて少なく、その公表された価格が実勢を反映した公正評価額と認められない場合の当該有価証券の価格については、当該価

3～5 (略)

第4～第6 (略)

格はないものとして取り扱うこと。

2 取引所売買有価証券の気配相場

令第87条第1項第1号に規定する「取引所売買有価証券」の同号に規定する「最終の気配相場の価格」は、評価基準日における最終の売り気配と買い気配の仲値とすること。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とすること。

3 店頭売買有価証券の時価評価金額

令第87条第1項第2号に規定する「店頭売買有価証券」の価格は、証券取引法第79条の3の規定により証券業協会が公表する評価基準日における「最終の売買の価格」とすること。

「最終の売買の価格」の公表がない場合には、評価基準日における「最終の気配相場の価格」とする。

さらに、「最終の気配相場の価格」がない場合においては、株券については、公表基準価格（これらの有価証券の売買の実績等に基づいて証券業協会が公表する基準価格をいう。）を評価基準日における「最終の気配相場の価格」とすること。

なお、気配相場に係る価格の取扱い は、2の取引所売買有価証券の気配相場を準用する。

4 公表する価格

令第87条第1項第3号に規定する「当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうこと。

(1) 公正評価額を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格(公社債については、評価基準日の気配値に基づいて証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値を含む。)

(2) 金融機関又は証券会社間の市場や電子媒体取引市場のように、随時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格。

(3) ブローカーによって継続的に提示されている公正評価額の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格(国内債券については、当該ブローカーが公正評価額として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。)

なお、気配相場に係る価格の取扱いは、2の取引所売買有価証券の気配相場を準用する。

第8 (略)

第7 (略)